

	質 問	回 答
契約の特徴	これまでの CM/PM や発注者支援業務は請負契約であるが、監理業務を準委任契約としたのはなぜか？	監理業務は業務の成果物を契約の主たる対象としているわけではないので、請負契約は適当ではなく、法律行為については実施することはないので準委任契約という考え方である。
	偽装請負の危険性があるのではないかと？	設計の約款を踏襲し、委託者からの指示等は調査職員等から管理技術者が受けることとしている。
	善管注意義務、債務不履行責任とは、具体的にどのような責任か？	善管注意義務は、民法第 644 条で定められた規定で、「債務者の職業、その属する社会的・経済的地位などにおいて一般に要求されるだけの注意」をいう。監理業務の場合は、業務者において一般に要求されるだけの注意であるが、かなり高いレベルの義務と考えられる。 債務不履行責任は、契約内容が実施されていない場合に問われる責任である。 これらが原因で対象業務・工事の受託者・請負者に損害を及ぼした場合には賠償責任が課せられることがある。
	監理業務の中で、業務者の実績（役割や成果）の記録を残す（証明する）ことが重要となるが、どのような方法によってそれを行うか？	共通仕様書第 10 条により、監理業務記録及び監理業務報告書の作成を義務付けしている。
	「監理業務受託者等の対象業務・工事への応札禁止」とあるが、どのような場合に応札できないのか？	監理業務特記仕様書の中で監理業務の範囲を記載することになっており、ここに示された調査・測量・設計等業務や工事について、利益相反となることから監理業務を受託した企業は応札できなくなる。
業務者の権限・業務内容	発注者支援業務等の請負業務では、いわゆる「指示」行為はできないが、監理業務の場合に「指示」行為が可能となる根拠は何か？	法令（会計法、予算決算及び会計令、地方自治法施行令）により行政機関以外のものに監督や検査を委託することができる。すなわち、監督職員や調査職員、検査職員の役割を民間業務者が代行できるようになると考えている。 次に、業務や工事の約款の中で監督職員や調査職員を置くことがあることが示されている。その監督職員や調査職員の権限として工事請負者や業務受託者に指示をすることが示されているものについては、監督職員や調査職員の役割を担う監理業務受託者が指示できると考えている。一方、委託者・発注者のみが行使できる権限に基づく指示等については監督職員や調査職員に権限が委任されていないため、監理業務受託者も指示等はできないこととなる。
	指示等パターンがいろいろとあるが、業務内容によってどのパターンを適用するか標準的な考え方が示せないか？	指示パターンは委託者・発注者側の体制などにより決まるものであり、標準的なものを定めることは難しい。委託者・発注者側で、業務者にどのようなことを、どのようにしてもらいたいかにより、指示パターンを選択することとなる。
	業務者が指示等の行為を行う場合、その資格要件はどのようなものになるか？	業務者の資格要件についての考え方は示していない。業務者の資格要件は業務の要求水準によって変わるものと考えられるので、個々の業務ごとに、委託者・発注者に決めてもらうことになる。資格だけでなく、例えば、経験や実績も参考に選定するのが良い。パターン 1 による監理業務では、かなりレベルの高い業務者を活用することになる。

業務者の権限・業務内容	工事で変更が生じる場合に、工事の発注者と請負者のやりとりに業務者はどこまで関与するのか？	法律行為は業務者に委任できない、すなわち、委託者・発注者しかできない業務がある。設計や契約の変更、工期の延長、工事の中止命令など、委託者・発注者しかできない業務は主として工事の契約約款に記載されている。業務者の関与については、「指示等のパターン」によって異なり監理業務特記仕様書に記載することとしている。
	問題となった時の責任の所在は？	紛争の解決は、紛争の当事者間で図ることが原則である。業務者は監理業務委託者から依頼があるときには技術的観点からに限定して助言を行う。
	入札参加企業の評価では、業務者の考えで評価が左右されるのではないかな？	監理業務受託者は対象となる業務・工事に原則として応募できないこととしている。 業務者が評価を行う場合でも、評価の公平性や客観性を確保するため「評価基準」に基づくこととしている。委託者・発注者が評価基準を持ち合わせていない場合には、業務者が評価基準案を作成し、委託者・発注者の確認をとることとなる。また、業務者に評価をさせたくない場合は共通仕様書の当該部分を削除して利用できるようにしている。
	監理業務受託者の提案について解説書には「インセンティブを与える場合」とあるが、「与える場合」をつけた背景は？	監理業務は、委託者・発注者から委任を受けてその代理や支援を行うものであるため、業務者には高いレベルの経験・知識・能力が求められている。すなわち、業務者は、監理業務において様々な知恵を出すのは当然のことと考えることができる。しかしながら、業務者の知恵を有効に活用するためにアイデアを引き出したい場合などは、インセンティブを与えることも有効であると考え、「与える場合」という表現をした。
	インセンティブの与え方、特記仕様書の記載例はあるか？	一番わかりやすいのは報酬であるため「インセンティブフィー」は付加できるとしている。インセンティブフィーを契約図書に追記する場合には特記仕様書に記載してもらった方が良いが、金額、内容については個々の委託者・発注者の判断となることから記載例は示していない。 また、インセンティブとしては金銭的な報酬のほか成績なども考えられる。
業務委託料	監理業務委託料の積算方法を示さないのか？	監理業務委託料の積算については、約款及び共通仕様書に規定していない。積算方法については監理業務委託者である各行政機関が決めるものである。土木学会が標準的な積算方法を示すことはできないが、解説書には積算、請求・支払にはいろいろな方法があることを記述している。
	大規模プロジェクトなどの監理業務では複数年契約になると思われるが、スライド条項がない理由は？	人件費が殆どの契約なので、スライド条項の対象はそれほど大きくないと考えているが、長期契約などで必要があると判断されれば追加して頂ければよい。